学童保育用

自営申立書（経営者用）

（宛先） 紀の川市長

ふりがな		学童保育名		学 年 (R9.4.1時点)	年生
児童氏名					
ふりがな		学童保育名		学 年 (R9.4.1時点)	年生
児童氏名					
ふりがな		学童保育名		学 年 (R9.4.1時点)	年生
児童氏名					
ふりがな		児童との続柄			
勤務者氏名					

事業店舗先	事業所･店舗名			
	勤務地	□自宅　□自宅以外		
業種	□農林業　□建設･建築業　□飲食業　□美理容業　□運送･運輸業　□その他(　　)			
仕事の内容 （具体的に）	（農業の場合：下記に耕作面積や農作物などの具体的な内容を記入してください）			
作付等延べ面積 作物名	田:　　a(㎡)　／　畑(　　):　　a(㎡) 野菜　　a(㎡) / 果樹　　a(㎡) / 花き　　a(㎡)/ その他(　　)			
就労(予定)年月日	年　月　日	就労状況	□就労中　□就労予定	
直近3ヶ月の 勤務状況	月別	年　月	年　月	年　月
	就労日数	日	日	日
就労時間	1日 平均　時間　（休憩時間含む） /　1か月 平均　日			
	時　分 ～　時　分（休憩時間　分含む）	土･日就労	有 ・ 無	
	上記と異なる場合	(　時　分 ～　時　分)(　時　分 ～　時　分)		
所得税に関する申告	申告の有無	□有（□確定申告　□住民税申告 ）　□無(未申告) ※農業従事の方は、毎年税の申告を行ってください。(配偶者の扶養内でも申告が必要です)		
添付書類	**自営業･農業を行っていることが客観的に証明できる書類(写し可)** □確定申告書　□営業許可証　□個人事業の開業届　□売上伝票　□出荷伝票等 ※農業の場合、経営者が農業により収入を得ていることが必要です。(家庭菜園･自家消費については対象となりません)			

入所後の調査において申立書と異なる場合は、入所を取り消されても異議ありません 。

年　月　日

住所

保護者(申請者)名

【問い合わせ先】紀の川市役所 福祉部 保育課 保育班　TEL:0736-77-0892

学童保育入所における「自営申立書（経営者用）」の記入について

この証明書は、学童保育の入所申し込みや継続利用の際に、児童の保護者が「自営業により就労」していること、その就労内容を証明するために必要となるものです。
記入された内容は、入所の判断材料となりますので、記載漏れのないようご記入をお願いします。

「自営申立書（経営者用）」は次のときに提出が必要です。

（1）学童保育への入所を希望するとき。
（2）勤務先・勤務内容・勤務時間が変更となったとき。
（3）自営業を始めたとき。

記入上の注意

1．株式会社、有限会社の場合は除きます。その場合は就労証明書を提出してください。
2．仕事内容についてはできるだけ詳しく記入してください。農業の場合、作付面積、農作物など具体的に記入してください
3．就労開始（予定）年月日については就労を始めた日、または就労開始予定日を記入してください。
4．就労時間は休憩時間を含む時間を記入してください。
就労時間が流動的な場合は１日のうち、平均的に就労している時間を記入してください。
5．直近３ヶ月の勤務状況を記入してください。
6．就労予定者の勤務状況については、空白で結構です。

添付書類の提出について

・経営者が自営業・農業を行っていることが客観的に証明できる書類の提出（写し可）

□確定申告書　□営業許可証　□個人事業の開業届　□売上伝票　□出荷伝票　など

証明内容について虚偽が認められた場合は決定（内定）や実施（入所）を解除する場合があります。
証明内容について、保育課から問い合わせをさせていただくことがあります。